

## 保護者宛通知

保護者殿

宮城県仙台南高等学校長

### 学校において予防すべき感染症について（お知らせ）

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準が、学校保健安全法第 19 条により定められており、この期間は欠席にはなりません。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間は下記のとおりです。

第一種	エボラ出血熱，クリミヤ・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群，特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
	新型コロナウイルス感染症	
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症後 5 日を経過，かつ解熱後 2 日経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで，又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹発現後 5 日を経過，かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後，2 日を経過するまで
第三種	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，コレラ，細菌性赤痢，腸チフス，パラチフス，その他の感染症(*)	症状が改善し，医師により感染のおそれがないと認められるまで (* )条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患。原則，出席停止にはしない。

上記感染症への罹患が確認された場合は，速やかに学校に連絡をしてください。

出席停止になりましたら，医療機関の医師の指示に従って登校可能となるまで，療養してください。登校可能になりましたら「治癒報告書」に必要事項を記入し，受診時の診療報酬明細書・薬の説明書等，本人の名前と処方薬，受診日が確認出来るもののコピーを貼付しして，担任に提出してください。何か不明な点がありましたら，学校にご連絡ください。